

企業再生・債権管理ニュースレター

2022年4月号

中小企業の事業再生等に関するガイドラインについて

- ．はじめに
- ．ガイドラインの概要
- ．中小企業版私的整理手続の特徴
- ．実務への影響

森・濱田松本法律事務所
弁護士 山崎 良太
TEL. 03 5223 7790
ryota.yamasaki@mhm-global.com
弁護士 片桐 大
TEL. 03 6266 8774
dai.katagiri@mhm-global.com
弁護士 宮本 雄太
TEL. 03 5293 4889
yuta.miyamoto@mhm-global.com

．はじめに

令和4年3月4日、経済産業省、金融庁及び財務省は、「中小企業活性化パッケージ～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～」を公表しました。この中小企業活性化パッケージは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、増大する債務に苦しむ中小企業に対する総合的な支援策を展開するべく策定されたものであり、コロナ資金繰り支援の継続と中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援の2点を柱として構成されています。

コロナ資金繰り支援の継続は、実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）、危機対応融資の期限延長等、従前のコロナ対策の継続といった側面が強い一方、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援については、中小企業への支援策を「収益力改善フェーズ」「事業再生フェーズ」「再チャレンジフェーズ」の3つのフェーズに分けて整理するとともに、新たな支援策の創設が盛り込まれました。

また、中小企業活性化パッケージの支援策の公表と同日、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び経営者保証ガイドラインについて「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」が公表され、中小企業活性化パッケージにおける、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援が拡充されています。令和4年4月1日には、実務のポイントをまとめた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&Aも公表されました（同12日に改訂）。

本稿では、中小企業活性化パッケージのうち、中小企業の事業再生等のための私的整理手続を定めた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）について概説します。

企業再生・債権管理ニュースレター

． ガイドラインの概要

1. ガイドラインの目的・構成

ガイドラインは、中小企業者の「平時」「有事」「事業再生計画成立後のフォローアップ」の各々の段階における中小企業者及び金融機関の役割を明確化し、中小企業者の事業再生等に関する基本的な考え方を示すこと、及び新たな準則型私的整理手続として「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」を定めること、の2点を主たる目的とするとされています。ガイドラインは、第1部(本ガイドラインの目的等)、第2部(中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方)及び第3部(中小企業の事業再生等のための私的整理手続)の3部で構成されており、第2部が上記目的の、第3部が上記目的の にそれぞれ対応しています。

2. ガイドライン第2部の概要

ガイドライン第2部は、中小事業者のフェーズを「平時」「有事」「事業再生計画成立後のフォローアップ」の3つのフェーズに分類し、各段階における中小企業者及び金融機関の役割・対応事項を示しています。各フェーズごとに示された中小企業者及び金融機関の役割・対応事項をまとめると、下記表のとおりです。

フェーズ	中小企業者	金融機関
平時	収益力の向上と財務基盤の強化 適時適切な情報開示等による経営の透明性確保 法人と経営者の資産等の分別管理 予防的対応	経営課題の把握・分析等 最適なソリューションの提案 中小企業者に対する誠実な対応 予兆管理
有事	経営状況と財務状況の適時適切な開示等 本源的な収益力の回復に向けた取組み 事業再生計画の策定 有事における段階的対応	事業再生計画の策定支援 専門家を活用した支援 有事における段階的対応
事業再生計画成立後のフォローアップ	事業再生計画の実行に向けた取組み 金融機関への適時適切な状況報告	事業再生計画の達成状況の継続的なモニタリング・管理 事業再生計画の見直し等の検討

企業再生・債権管理ニュースレター

3. ガイドライン第3部の概要

ガイドライン第3部は、中小企業の事業再生等のための私的整理手続の概要を示しています。中小企業の事業再生等のための私的整理手続とは、経営困難な状況にある中小企業者である債務者を対象に、法的整理手続によらず、債務者である中小企業者と債権者である金融機関等との間の合意に基づき、返済猶予、債務減免等を受けることによって、中小企業者の円滑な事業再生や廃業を行うことを目的とする私的整理手続です。事業再生計画（再生型の場合）や弁済計画（廃業型の場合）が成立した場合に権利変更されることが予定されている対象債権者が手続に関与することが前提となっています。

第3部では、中小企業の事業再生等のための私的整理手続に関する基本的な考え方を示し、適用対象となる中小企業者を明らかにした上で、再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続の概要が示されています。上記の手続のうち、事業者の事業再生支援策の一環となる再生型私的整理手続（以下では、再生型の手続のみを指して「中小企業版私的整理手続」といいます。）の特徴について、下記 以下にて概説します。

・中小企業版私的整理手続の特徴

中小企業版私的整理手続は、第三者の支援専門家が、中立かつ公正・公平な立場から、中小企業者が策定する事業再生計画や弁済計画の相当性や経済合理性等を検証すること等を通じて、中小企業者や金融機関等による迅速かつ円滑な私的整理手続を可能とすることを目的とした手続であり、以下のような特徴があります。

1. 中小企業の実態を踏まえた手続・基準

中小企業版私的整理手続は、中小企業者の特性を考慮して策定された、中小企業者のための準則型私的整理手続です。そのため、中小企業の実態を踏まえ、プロセスや事業再生計画の基準等が明確化されています。

現在主に利用されている他の準則型私的整理手続である中小企業活性化協議会（2022年3月末まで中小企業再生支援協議会）スキーム、及び事業再生ADR手続と比較した場合、以下のような違いがあります。

	中小企業版私的整理手続	中小企業活性化協議会スキーム	事業再生ADR手続
運営団体	中小企業活性化全国本部 事業再生実務家協会	各都道府県の中小企業活性化協議会	事業再生実務者協会
進行役	第三者支援専門家 中小企業者が、第三者支	統括責任者・同補佐 協議会外部専門家（弁護士	手続実施者（弁護士及び公 認会計士）

企業再生・債権管理ニュースレター

	援専門家リストの中から 選定	及び公認会計士)	
対象企業	中小企業	中小企業	中堅～大企業
手続	第三者支援専門家の選定 主要債権者の同意を得て 第三者支援専門家を選任 第三者支援専門家の支援 開始 一時停止の要請 事業再生計画案の作成 債権者会議の開催 事業再生計画成立	第1次対応・窓口相談 第2次対応・再生計画策 定支援 支援開始・再生計画案の 作成 債権者会議の開催 再生計画成立	仮申請 正式申請・一時停止 第1回債権者会議(再生 計画案の概要説明) 第2回債権者会議(再生 計画案の協議) 第3回債権者会議(再生 計画案の決議)
実質債務 超過解消 までの年 数	5年以内を目標	5年以内を目標	原則3年以内

2. 第三者支援専門家（弁護士、会計士等）による支援

中小企業版私的整理手続を利用したい債務者は、必要に応じて、債務者自身の側で計画策定や金融機関交渉をサポートする専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家です。ガイドラインでは「外部専門家」と定義されます。）と相談しつつ、第三者である支援専門家（ガイドラインでは「外部専門家」と区別して「第三者支援専門家」と定義されます。）を選定することになります。

第三者支援専門家とは、弁護士、公認会計士等の専門家であって、私的整理手続を遂行する適格性を有し、その適格認定を得たものをいいます。独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する中小企業活性化全国本部及び一般社団法人事業再生実務家協会において、第三者支援専門家の候補者リストを公表しており、この候補者リストから第三者支援専門家を選任することが原則とされます。

中小企業者である債務者は、主要債権者の同意を得て、第三者支援専門家を選任します。その後、第三者支援専門家は、主要債権者の意向も踏まえて、再生支援を行うことが不相当ではないと判断した場合には、債務者の資産負債及び損益の状況の調査検証や事業再生計画策定の支援等を開始することになります。

このように、主要債権者の同意の下、債務者自身が選定した第三者支援専門家が、中立かつ公正・公平な立場から手続に関与し、再生支援の開始の決定、事業再生計画案作成の進捗状況の協議・検討、事業再生計画案や弁済計画案の調査報告等を行う点が、中小企業版私的整理手続の特徴の一つといえます。

企業再生・債権管理ニュースレター

3. 補助計画策定費用の支援制度

中小企業版私的整理手続においては、一定の要件のもと、中小企業者である債務者が依頼した外部専門家や第三者支援専門家の費用の一部について補助を受けることができるかとされています。補助を受けるための要件として、外部専門家や第三者支援専門家は、「認定経営革新等支援機関」の認定を受ける必要があります¹。

1. 主な補助対象要件
「中小企業に関する事業再生等に関するガイドライン」の中小企業版私的整理手続に基づき私的整理を行うこと 認定経営革新等支援機関による計画策定支援等を受けていること
2. 補助率・補助上限
補助率： 2/3 補助上限：1 案件につき、上限計 700 万円 (DD 費用等：上限 300 万円 / 計画策定支援費用：上限 300 万円 / 伴走支援費用：上限 100 万円)
3. その他
・経営革新等支援機関の認定を受けた外部専門家、第三者支援専門家(補佐人含む)の費用が対象 ・複数の認定経営革新等支援機関が関与する場合も上限は計 700 万円

「中小企業活性化パッケージ(関連施策集)」・2022 年 3 月・経済産業省・金融庁・財務省²

4. 経営者保証の一体整理

中小企業版私的整理手続において、経営者の保証債務については、経営者保証に関するガイドライン(以下「経営者保証ガイドライン」といいます。)を活用することが想定されています。

中小企業者の債務の保証に係る保証債務がある場合には、主たる債務との一体整理を図るよう努めることとし、具体的には、主たる債務者(中小企業者)の事業再生計画を策定する際に、保証人による弁済もその内容に含めることとするのが相当とされます。また、保証債務の整理についても、原則として、主たる債務との一体整理を図るよう努めるべきと考えられています(経営者保証ガイドライン 7.(2)イ) 参照)。

¹ この認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

² <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304006/20220304006-2.pdf>

企業再生・債権管理ニュースレター

5. 税務上の取扱い

中小企業版私的整理手続において策定された事業再生計画により債務免除や DES が行われた場合の債務者（中小企業者である法人）の税務処理については、法人税法施行令 117 条の 3 第 3 号の再生手続開始の決定に準ずる事実等に該当し、原則として、法人税法 59 条 3 項による欠損金の損金算入の適用があるとされています。

また、債権放棄や DES が行われた場合の債権者の税務処理については、原則として、法人税基本通達 9-4-2 における「合理的な再建計画に基づく債権放棄等」に該当し、当該債権放棄等の額は損金の額に算入されると考えられています。

.実務への影響

コロナ禍以降、日本政策金融公庫は 2021 年 9 月末までに約 91 万件・約 15 兆円のゼロゼロ融資（無担保・無保証、実質無利子融資）を、信用保証協会は同時期に約 191 万件・約 36 兆円の保証を承諾しており、リーマンショックや東日本大震災時と比較にならない規模の金額にのぼっています。そのため、コロナ禍でも企業倒産は減少し、2021 年は全国で年間 6,000 件と実に 57 年ぶりの低水準となりました。他方で、東京商工リサーチが 2021 年 8 月に実施したアンケート調査によれば、中小企業の 32.9%の企業が「過剰債務」であると回答し、そのうち 19.6%は「コロナ後に過剰となった」と回答したとのことであり（有効回答 9,105 社）、コロナ融資（ゼロゼロ融資）を含む借入金が中小企業経営の重荷になっています。

中小企業版私的整理手続の導入は、このように過剰債務に苦しむ中小企業が増加していること、ポストコロナの出口戦略として数多くの中小企業の抜本的再生を早期に実現する必要が生じていることから、中小企業再生のメニューを増やす取組であるといえます。中小企業活性化協議会は全国 47 都道府県に設置され、近時も人員を増加するなど中小企業に関して再生支援の最有力手段として活用されていますが、増加する中小企業の再生案件に対応するために、中小企業活性化協議会とあわせて中小企業版私的整理手続が活発に利用されることが期待されます。

中小企業版私的整理手続の協議会手続との相違点として、計画策定前に手続を開始することができる等、スケジュールや進行の柔軟性があることが挙げられます。債務者企業の資金繰り等が急激に悪化しスポンサー探索が必要な場合等において、中小企業自身やメインバンク等の取引金融機関が、経営悪化の状況をふまえて、適切な外部専門家や第三者支援専門家を選定の上、まずは手続を開始して借入金の返済をストップし、迅速にスポンサー選定を行って計画を策定する、といった利用が考えられます。

中小企業との接点が多い士業・コンサルタント等は勿論のこと、実務において特に中小企業向け融資の担い手である地域金融機関や政府系金融機関が、中小企業版私的整理手続を有用な中小企業再生ツールとして位置付け、積極的に活用していくことが期待されます。

企業再生・債権管理ニュースレター

文献情報

- 論文 「＜論説＞事業担保・包括担保の効用と限界（上） - 金融実務を踏まえて - 」

雑誌名 金融法務事情 No.2178

著者 佐藤 正謙
- 論文 「＜論説＞事業担保・包括担保の効用と限界（下） - 金融実務を踏まえて - 」

雑誌名 金融法務事情 No.2179

著者 佐藤 正謙
- 本 『税務・法務を統合した M&A 戦略＜第 3 版＞』

出版社 株式会社中央経済社

著者 大石 篤史、酒井 真、小山 浩、浅井 大輔、栗原 宏幸、山川 佳子、緒方 航、原田 昂、捨田利 拓実、山田 彰宏、丸山 木綿子
- 本 『リーガル・トランスフォーメーション ビジネス・ルール・チェンジ 2022』

出版社 株式会社日経 BP

著者 棚橋 元、石本 茂彦、高谷 知佐子、飯田 耕一郎、武川 丈士、山崎 良太、梅津 英明、渡辺 邦広、末廣 裕亮、東 陽介、石橋 誠之、羽深 宏樹（共著）

NEWS

- **The 13th edition of The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™にて高い評価を得ました**

Best Lawyers®による、The 13th edition of The Best Lawyers in Japan™にて、当事務所は、Banking and Finance Law ならびに Corporate and Mergers and Acquisitions Law にて"Law Firm of the Year"を受賞しました。7 名の弁護士が "Lawyers of the Year"に選ばれ、127 名の弁護士が The Best Lawyers in Japan™に、63 名の弁護士が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。Insolvency and Reorganization Law 分野では、藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太、稲生 隆浩、金山 貴昭の 5 名が The Best Lawyers in Japan™に、石田 渉、長谷 修太郎の 2 名が Ones to Watch in Japan™に選出されています。
- **新型コロナウイルス感染症関連情報（随時更新）**

全世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が続いている中、当事務所では、新型コロナウイルス対応のご支援となるべくセミナー、ニュースレターや論文等の最

企業再生・債権管理ニュースレター

新情報および関連する法律問題をまとめた「新型コロナウイルス感染症関連情報」を開設し、新型コロナウイルス対応関連の政府機関の動向、各国における様々な問題について等、多岐にわたる法的問題を当事務所の弁護士等がいち早く情報収集し解説しております。

- ・新型コロナウイルス感染症関連情報は[こちら](#)
- ・新型コロナウイルス対応 参考リンク集は[こちら](#)（英語版は[こちら](#)）

➤ ロシア・ウクライナ情勢関連情報（随時更新）

ロシアによるウクライナへの軍事行動の開始以降、国際情勢が緊迫している中、当事務所では、ロシア・ウクライナ情勢に対応したビジネスのご支援となるべく、セミナー、ニュースレターや論文等の最新情報および関連する法律問題、官公庁等の最新公開情報のリンクをまとめた「【特設ページ】ロシア・ウクライナ情勢 関連情報」を開設しております。

- ・【特設ページ】ロシア・ウクライナ情勢 関連情報は[こちら](#)

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com/